

## 障害者職業生活相談員資格認定講習のご案内

職業を通じて障害者の社会参加をすすめるためには、各企業が積極的に雇用の場を提供しようとすることはもちろん必要ですが、採用後も障害者の職業生活の充実を図ることが大変重要です。

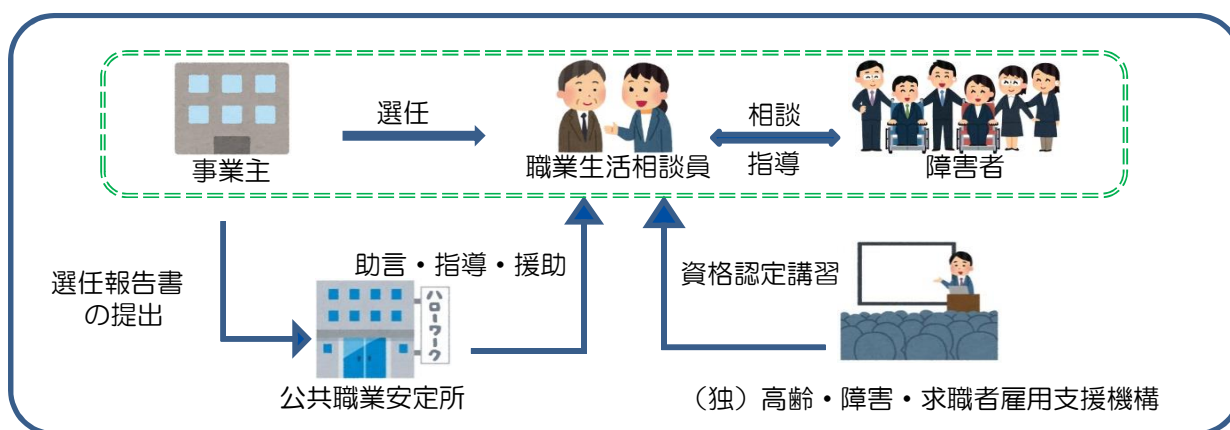
このため、法律<sup>(注)</sup>では事業主は障害者を5人以上雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談員を選任し、その者に障害者の職業生活全般についての相談・指導を行わせなければならないとしています。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、**民間企業等で**障害者職業生活相談員として選任が予定されている方などに、その技術的事項を習得していただくため「**障害者職業生活相談員資格認定講習**」を実施しています。

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律

**国や地方公共団体等の公務部門**を対象とした「**公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習**」は**厚生労働省**で実施しています。当機構が実施する講習には、公務部門に勤務する職員の方は受講いただけませんのでご注意ください。

### 障害者職業生活相談員のしくみ



### 障害者職業生活相談員の職務

次の内容について障害者から相談を受けたり、障害者を指導したりすることが職務です。

- ① 適職の選定、職業能力の開発向上等職務内容について
- ② 障害に応じた施設設備の改善等作業環境の整備について
- ③ 労働条件、職場の人間関係等職場生活について
- ④ 余暇活動について
- ⑤ その他職場適応の向上について

### 障害者職業生活相談員になるには

厚生労働省令で定める資格要件（裏面をご参照ください）を満たし、かつ、公共職業安定所（ハローワーク）に選任の届け出をすることが必要です。

障害者職業生活相談員の選任要件、選任手続き等についてご不明な点は、ハローワークへお問合わせください。

／らしく、はたらく、ともに／



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED)

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

## ◆厚生労働省で定める資格要件

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」より

|   |                                                                                                                                                                                    |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了した方                                                                                                                                                           |
| 2 | 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る）を修了した者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者                                                                                                     |
| 3 | 学校教育法による大学もしくは高等専門学校卒業者又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものを除く）、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者 |
| 4 | 学校教育法による高等学校（旧中等学校令による中等学校を含む）または中等教育学校を卒業した者（学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む）で、その後2年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者                                                 |
| 5 | その他の者で、3年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者                                                                                                                                            |
| 6 | 上記に掲げる者に準ずる者（※）                                                                                                                                                                    |

（※）「上記に掲げる者に準ずる者」とは、職場適応援助者養成研修修了者又は「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修（国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業）修了者を指します。

## 障害者職業生活相談員資格認定講習とは

### 【受講対象者】

障害者を5人以上雇用する事業所で、障害者職業生活相談員として選任が予定されている方、及びこれに準ずる方

※法令遵守の観点から受講の必要性が高い事業所を優先して受け入れているため、申込状況によって受講のご希望に添えない場合がございます。受講者は、決定次第ご連絡を差し上げることとしておりますので、ご了承ください。

【講習時間】計10時間以上（複数日に分けて実施）【開催場所】全国（各都道府県支部が運営）

【受講費用】受講料無料（受講者には関係資料を無償で提供します。）

【講習内容】①～⑭は講義が中心です。

|                    |                                           |
|--------------------|-------------------------------------------|
| ① 総論（障害者雇用の理念）     | ⑩ 労務管理                                    |
| ② 障害者の雇用の現状と課題     | ⑪ 人間関係管理と生活指導                             |
| ③ 関係行政機関と障害者対策     | ⑫ カウンセリング                                 |
| ④ 障害者職業生活相談員       | ⑬ 職場適応の向上                                 |
| ⑤ 障害者の心理、障害特性      | ⑭ 障害別にみた雇用の実際                             |
| ⑥ 医学的立場からみた障害者の雇用  | ⑮ [任意受講科目]<br>・事業所見学<br>・支援機関見学<br>・意見交換会 |
| ⑦ 採用、配置            |                                           |
| ⑧ 適職の選定、能力の開発、教育訓練 |                                           |
| ⑨ 施設・設備の改善、作業環境の整備 |                                           |

※任意受講科目の受講は資格取得の要件ではありませんが、受講者満足度の高い科目です。  
※希望者を対象とし、支部がいずれかを実施

## 講習を受講するには

当機構ホームページをご確認の上、**各都道府県支部（高齢・障害者業務課及び高齢・障害者窓口サービス課）**へ所定の様式にてお申込みください。

開催時期、申込期間などは各都道府県で異なります。直近の講習日程等は以下のページをご確認ください。

◆「障害者職業生活相談員資格認定講習について」

<https://www.jeed.go.jp/disability/employer/employer04/koshu.html>

